

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年1月15日認可した。

令和7年1月21日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）夷横井地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）上所上地区
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井手上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中所地区